

社団法人 千葉市観光協会定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は社団法人千葉市観光協会という。

(事務所)

第 2 条 本会は事務所を千葉市に置く。

(目 的)

第 3 条 本会は千葉市における観光事業の健全な振興を図ることにより地域経済及び文化の発展、並びに市民生活及び公共の福祉の向上を図るとともに、国民の観光レクリエーション活動の充実及び国際観光を通じて国際間の相互理解の増進、その他運輸に関する観光の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 観光意識の普及向上
- (2) 観光情報の収集及び提供観光宣伝及び観光客誘致
- (3) 外国人旅行者受入体制の整備
- (4) 観光地の美化清掃
- (5) 観光関係団体との連絡協調
- (6) 市営ユース・ホステル等の管理運営
- (7) 観光施設利用者への利便の提供及び物品販売
- (8) その他本会の目的達成に必要な事業

第 2 章 会 員

(会員の種別)

第 5 条 本会の会員は次の通りとする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した法人、個人または団体。
- (2) 特別会員 本会に功労ある者または学識経験者であつて会長が推薦し、理事会の承認を得たもの。

(入会)

第 6 条 本会の正会員になろうとするものは、入会申込書を会長に提出し理事会の承認を得なければならない。

(会費の納入等)

第 7 条 正会員は総会において別に定めるところにより会費を納入しなければならない。

2 既納の会費は返還しないものとする。

(資格の喪失)

第 8 条 会員は次の各号の一に該当するときはその資格を失う。

- (1) 退会したとき。
- (2) 除名されたとき。
- (3) 死亡または解散したとき。

(退会)

第 9 条 会員が退会しようとするときは退会届を会長に提出しなければならない。

(除名)

第10 条 会員が次の各号の一に該当するときは総会の決議によって除名することができる。

- (1) 本会の名誉を汚し、または信用を失うような行為があったとき。
- (2) 定款または総会の決議を無視するような行為があったとき。
- (3) 2年以上会費を滞納したとき。

(権利の喪失)

第11 条 会員としての資格を失ったものは会員としての一切の権利を失いすでに納入した会費その他本会の資産に対して何等の請求をすることができない。

第 3 章 役員等

(役員)

第12 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 専務理事 1名
- (4) 常務理事 1名
- (5) 理事 23名以上28名以内(会長・副会長・専務理事及び常務理事を含む。)
- (6) 監事 2名以内

(役員を選任)

- 第13条 理事及び監事は総会において正会員のうちから選任する。ただし、総会で必要と認めるときは正会員以外のものから理事3名以内を選任することができる。
- 2 会長・副会長・専務理事及び常務理事は理事の互選とする。

(役員職務)

- 第14条 会長は本会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は会長を補佐し会長に事故あるときは会長があらかじめ定めた順位に従いその職務を代理し、会長が欠けたときは、会長があらかじめ定めた順位に従い、その職務を代行する。
 - 3 専務理事は会長及び副会長を補佐して本会の会務を掌理し、会長及び副会長に事故あるときは、その職務を代理し会長及び副会長が欠けたときはその職務を代行する。
 - 4 常務理事は会長・副会長及び専務理事を補佐して本会の会務を掌理し、会長・副会長及び専務理事が欠けたときはその職務を代行する。
 - 5 理事は理事会を組織して会務を執行する。
 - 6 監事は民法59条に定める職務を行う。

(役員任期)

- 第15条 役員任期は2年とする。ただし再任することができる。
- 2 補欠により就任した役員任期は前任者の残任期間とする。
 - 3 役員は任期満了後でも、後任者が就任するまではなおその職務を行うものとする。

(役員解任)

- 第16条 役員が次の各号の一に該当するときは総会においてその役員を解任することができる。
- (1) 心身の故障のため職務の執行に勘えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

- 第17条 役員は全て無給とする。
- 2 常勤の役員報酬は理事会の議決を経て会長が定める。

(顧問)

- 第18 条 本会に顧問若干名を置くことができる。
- 2 顧問は理事会の同意を得て、学識経験者のうちから会長が委嘱する。
 - 3 顧問は本会事業遂行上重要な事項について会長の諮問に応じ意見を述べ、または会議に出席して意見を述べるができる。

(相談役)

- 第19 条 本会に相談役若干名を置くことができる。
- 2 相談役は理事会の同意を得て本会に功労のあった会員のうちから会長が委嘱する。

(参与)

- 第20 条 本会に参与若干名を置くことができる。
- 2 参与は理事会の同意を得て学識経験のある者および観光に関係の深い者のうちから会長が委嘱する。
 - 3 参与は本会の業務に関し会長の諮問に応じ会議に出席して意見を述べるができる。

第 4 章 会 議

(種別)

- 第21 条 会議は総会及び理事会とする。
- 2 会議は会長が召集する。
 - 3 総会の議長は総会の出席正会員のうちから選出する。
 - 4 理事会の議長は会長がこれに当たる。

(総会)

- 第22 条 総会は正会員をもって構成し通常総会及び臨時総会とする。
- 2 通常総会は毎年事業年度終了後2ヶ月以内に召集する。
 - 3 臨時総会は会長が必要と認めるときに召集する。
 - 4 会長は正会員の5分の1以上からまたは監事から会議の目的である事項を示した書面による臨時総会の請求があったときは、その請求があった日から20日以内に召集しなければならない。

(総会の召集)

- 第23 条 総会の召集は会議の目的である事項・日時及び場所を示した書面により開催日の7日前までに正会員に通知しなければならない。

(総会の議決事項)

第24 条 総会はこの定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) その他の重要事項

(総会の定足数等)

第25 条 正会員はそれぞれ1個の表決権を有する。

- 2 総会は正会員の過半数の出席がなければ議事を開き議決することができない。
- 3 総会の議事はこの定款に定まるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面表決等)

第26 条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の出席会員に表決権の行使を委任することができる。この場合において書面決議者または表決の委任者は会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第27 条 総会の議事については議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は議長が作成し、少なくとも次の事項を記載し、議長及び議長が指名した出席会員2名以上がこれに署名捺印するものとする。
 - (1) 会議の目的である事項、日時及び場所
 - (2) 正会員の総数及び出席正会員数
 - (3) 議事の経過の概要及びその結果
- 3 前項の議事録は事務所に備え付けておかねばならない。

(理事会)

第28 条 理事会は理事をもって構成し、会長が必要と認めたとき召集する。

(理事会の議決事項)

第29 条 理事会はこの定款に別に定めるものの他、次の事項を議決する。

- (1) 会務の執行に関する事項
- (2) 総会に提出する議案
- (3) 総会によって委任された事項
- (4) 総会を聞いとまがない場合における緊急事項
- (5) その他の重要事項

2. 前項第4号の議決事項は次の総会において承認を得なければならない。
(規程の準用)

第 30条 第25条から第27条までの規程は理事会に準用する。

第 5 章 専門委員会

(専門委員会)

第 31条 会長は本会の円滑な運営を必要と認めるときは理事会の議決を経て専門委員会を置くことができる。

2. 専門委員会に関する必要な事項は理事会の議決を経て会長が別に定める。

第 6 章 事務局

(事務局)

第 32条 本会に事務局を置く。

2. 事務局に関する規程は理事会の承認を経て会長が別に定める。

第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 33条 本会の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(資産の構成)

第 34条 本会の資産は会費及びその他の収入からなるものとする。

(資産の管理)

第 35条 本会の資産は会長が管理し、その管理方法は理事会の議決を経て会長が別に定める。

(経費の支弁等)

第 36条 本会の経費は資産をもって支弁する。

2. 毎事業年度の決算において余剰金を生じたときは翌年度に繰り越すものとする。

(会計書類等)

第 37条 会長は毎事業年度終了とともに次の書類を作成し通常総会の15日

前までに監事に提出してその監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
 - (2) 収支に関する決算書類
 - (3) 財産目録
 - (4) その他必要な附属書類
2. 監事は前項の書類を受領したときは、これを監査し監査報告書を作成して会長に提出しなければならない。
 3. 会長は第1項の書類及び前項の監査報告書について総会の承認を得た後これを事務所に備え付けておかなければならない。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 38条 この定款は総会において出席正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、関東運輸局長の許可を受けなければ変更する事ができない。

(解散)

第 39条 本会は総会において出席正会員の4分の3以上の議決を経なければ解散することができない。

(残余財産の処分)

第 40条 本会の解散に伴う残余財産の処分は総会において出席正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、関東運輸局長の許可を受けて本会と類似の目的をもつ団体に寄与するものとする。

第 9 章 雑 則

(細則)

第 41条 この定款に定めるものの他、本会の事業の運営上必要な細則は理事会の議決を経て会長が別に定める。

附 則

1. この定款は本会の設立許可のあった日(昭和58年6月27日)から施工する。
2. 本会の設立により、千葉県観光協会の会員及び一切の資産は本会が承継する。
3. 本会の会費は第7条の規程にかかわらず、設立総会の議決による。
4. 本会設立当初の役員は第13条の規定にかかわらず設立総会において選任されたものとする。
5. 本会設立当初の役員の任期は第15条1項の規定にかかわらず設立後最初の総会までとする。
6. 本会設立初年度の事業計画及び収支決算は第24条の規定にかかわらず設立総会において議決したところによる。
7. 本会設立当初の事業年度は第33条の規定にかかわらず設立許可のあった日から59年3月31日までとする。

附 則

この定款は変更許可のあった日(昭和60年6月10日)から施行する。

附 則

この定款は変更許可のあった日(平成2年6月20日)から施行する。

附 則

この定款は変更許可のあった日(平成4年6月15日)から施行する。